

労務 ROAD

■割増賃金の基礎となる賃金は？

従業員に時間外・休日・深夜労働を行わせた場合には、事業主は法令で定める割増率以上の率で算定した割増賃金を支払わなければなりません。今回は、割増賃金を計算する際に計算の基礎となる賃金について再度おさらいしていきましょう。

$$\text{割増賃金} = \text{1時間当たりの賃金額} \times \text{時間外・休日・深夜労働の時間数} \times \text{割増賃金率}$$

割増賃金率	時間外労働	2割5分以上（1か月60時間を超える時間外労働については5割以上）
	休日労働	3割5分以上
	深夜労働	2割5分以上

割増賃金の基礎となるのは、労働者の所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間当たりの賃金額」です。

時間制の場合

時給がそのまま割増賃金の基礎となります。

月給制の場合

各種手当も含めた月給 ÷ 1か月の所定労働時間 = 1時間当たりの賃金額



「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるもの

以下の①～⑦は、労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給されていることなどにより、**基礎となる賃金から除外**することができます。

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 住宅手当
- ④ 子女教育手当
- ⑤ 別居手当
- ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1か月を超える期間ごとに支払われ賃金

但し支給方法によっては除外できない例も有ります。
詳細はお問い合わせください。

① 家族手当		
割増賃金の基礎から除外できる家族手当とは、 扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当 をいいます。		
具体例	除外できる例	扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの。 (例) 扶養義務のある家族1人につき、1か月当たり配偶者1万円、その他の家族5千円を支給する場合。
	除外できない例	扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するもの。 (例) 扶養家族の人数に関係なく、一律1か月1万5千円を支給する場合。
③ 住宅手当		
割増賃金の基礎から除外できる住宅手当とは、 住宅に要する費用に応じて算定される手当 をいいます。		
具体例	除外できる例	住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの。 (例) 賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額の一定割合を支給する場合。
	除外できない例	住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの。 (例) 賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給する場合。

VOL.897
(2403-4)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：君野・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

朝ドラの「ブギウギ」がきっかけで、OSK 日本歌劇団のミュージカル「へぼ侍～西南戦争物語～」を観劇しました。

出演者は総勢で十数名と少人数ながら、それを全く感じさせない素晴らしい熱演に圧倒されました！

スターの皆さんのたたずまいは華やかで素敵でしたし、情感たっぷりの歌唱にも心を揺さぶられました。

これからもゆるく応援していく予定で、来月は「レビュー 春のおどり」を観に行きます！

(石田)



3月労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
- ・4月入社準備
- ・3月・4月の従業員家族の異動確認（就職など）